

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人水島正明の上告趣意のうち、関税法（平成六年法律第一一八号による改正前のもの）一〇九条について違憲をいう点は、右規定が憲法一三条、一九条、二一条、三一条に違反しないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和五七年（行ツ）第一五六号同五九年一二月一二日大法廷判決・民集三八巻一二号一三〇八頁）の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がない。その余の点は、単なる法令違反の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

平成八年三月一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	福	田	博
裁判官	大	西	勝也
裁判官	根	岸	重治
裁判官	河	合	伸一